

## 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

本年 3 月 31 日、少人数による指導体制の計画的な整備のため義務標準法が改正され、小学校の学級編成標準を段階的に 35 人に引き下げるために必要な教職員定数を措置することとなったが、小学校のみでは不十分であり、中学校・高等学校の 35 人学級の早期実施に加え、きめ細やかな教育を行うための 30 人学級の実現が求められる。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策や、いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

義務教育費の国庫負担率が 2006 年に 3 分の 1 に引き下げられたが、大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校 1・2 年生、中学校 1 年生の 30 人以下学級の定数措置が行われている。しかし、義務教育は自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定と財源の保障が必要であると考えます。

全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、子どもの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

以上のことから、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の項目について取り組むことを強く要望する。

### 記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。
3. 少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 29 日

日 田 市 議 会